

地域イノベーション拡大推進に係るインテリジェンス機能支援業務 公募型プロポーザル応募要領

1 趣旨

この要領は、地方独立行政法人山口県産業技術センター業務委託プロポーザル方式実施要領（平成23年10月14日施行）に基づき、「地域イノベーション拡大推進に係るインテリジェンス機能支援業務」を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

地域イノベーション拡大推進に係るインテリジェンス機能支援業務

(2) 業務の内容

別紙「地域イノベーション拡大推進に係るインテリジェンス機能支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

3 予算限度額

金6,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) この手続の開始の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

5 参加表明書の提出方法、提出先及び受領期限

この手続に参加を希望する者は、「参加表明書（別紙1）」を提出すること。

(1) 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メールとすること。

※FAX、電子メールの場合は、送信後、電話で着信を確認すること。

(2) 提出先

山口県宇部市あすとぴあ四丁目1番1号

地方独立行政法人山口県産業技術センター プロジェクト管理室

電話：0836-53-5052 FAX：0836-53-5071

電子メール：sangaku@iti-yamaguchi.or.jp

(3) 受領期限

令和8年5月29日（金）午後5時（必着）

6 質問書の提出方法、提出先、受領期限及び回答方法

質問については、「地域イノベーション拡大推進に係るインテリジェンス機能支援業務 質問票（様式4）」を提出すること。

(1) 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メールとすること。

※ FAX、電子メールの場合は、送信後、電話で着信を確認すること。

※ 提出書類の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

(2) 提出先

山口県宇部市あすとぴあ四丁目1番1号

地方独立行政法人山口県産業技術センター プロジェクト管理室

電話：0836-53-5052 FAX：0836-53-5071

電子メール：sangaku@iti-yamaguchi.or.jp

(3) 受領期限

令和8年5月29日（金）午後5時（必着）

(4) 回答

令和8年6月4日（木）までに、参加表明のあった者全てにFAX又は電子メールにて回答する。

7 提案書等の作成方法、提出方法、提出部数、提出先、提出期限及び回答方法

(1) 作成方法

次に掲げる書類を作成し、提出すること。

① 提出書類

ア 地域イノベーション拡大推進に係るインテリジェンス機能支援業務 提案書
（様式1＋任意様式）

イ 参考見積書（任意様式・積算内訳が分かるもの）

ウ 運営管理体制書（様式2）

エ 類似・関連事業実績書（様式3）

オ 提案者の概要がわかるもの（会社パンフレット等）

② 提出部数等

・ 正本1部、副本5部を提出すること。

・ 提案書等は、原則として、提出後の差替えや訂正は認めない。また、提出された提案書等については、返却しない。

③ 留意事項

ア 上記(1) ア、ウ、エの様式は、A4判縦置き横書き、片面使用、文字サイズは、11ポイント以上、白黒とする。ただし、図表その他の関係で前記によることが困難な場合はこの限りではない。

イ 提案書は仕様書を踏まえ、以下の(ア)～(ウ)について作成すること。

なお、以下の要件を満たすこと。

- ・ サイズ・ページ数：A4判縦横自由、枚数制限なし
- ・ 体裁：横書き、文字サイズ11ポイント以上、左綴じ

(ア) 企画概要

提案する内容全体の考え方、コンセプト等について記載すること。

(イ) 実施内容

- ・ 業務の実施に係る時期、場所、時間、担当者、内容等の計画を記載すること。

(ウ) スケジュール等

全体スケジュール、実施体制及び進行管理について記載すること。

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メールとすること。（郵送の場合は書留とすること）

ただし、電子メールによる提出の場合も、「地域イノベーション拡大推進に係るインテリジェンス機能支援業務 提案書(様式1)」は別途書留により郵送すること。

(3) 提出場所

山口県宇部市あすとぴあ四丁目1番1号

地方独立行政法人山口県産業技術センター プロジェクト管理室

電子メール：sangaku@iti-yamaguchi.or.jp

(4) 受領期限

令和8年6月9日(火)午後5時(必着)

8 審査の実施

提案者が行うプレゼンテーション等を経て、地域イノベーション拡大推進に係るインテリジェンス機能支援業務審査委員会において審査する。

なお、提案者が1者であっても審査は実施する。

(1) プレゼンテーションの実施(詳細は参加表明者へ別途通知)

形式：対面またはWEB会議方式(提案者が選択可)

場所：山口県宇部市あすとぴあ四丁目1番1号

地方独立行政法人山口県産業技術センター内

日時：令和8年6月中旬(予定)

(2) 審査基準

審査項目及び配点は、下表のとおりとし、審査において60点を超える合計点を得た者のうち、最も合計点の高かった者を最優秀提案者とする。

また、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

審査項目	審査事項	配点
提案内容の妥当性	○提案内容が事業の趣旨に沿っているか。 ○提案内容が具体的であるか。 ○提案内容の実現性は高いか。 ○全体のスケジュールは適切か。	30
業務実施効果	○業務の目的に照らし、効果的な内容となっているか。 ○高い業務実施効果を上げるための独創的、先進的なアイデアがあるか。	40
実施体制	○人員配置等が業務を確実に円滑に実施できるものとなっているか。 ○業務の確実な実施が見込めるノウハウや実績を有しているか。	20
費用の妥当性	○見積金額及び積算内訳は妥当か。	10

9 審査結果の通知

プレゼンテーションを行った全ての提案者に対して、文書により当該提案者の得点と最優秀提案者を通知する。

10 最優秀提案者との契約

最優秀提案者から見積書を徴し、委託内容を協議の上、契約を締結する。なお、協議が不調なときは、8（2）の順位付けの結果が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

11 その他

- (1) この手続に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (2) 書類の作成その他、提案に要する経費については、すべて提案者の負担とする。

【問い合わせ先】

地方独立行政法人山口県産業技術センター
プロジェクト管理室 担当：林
〒755-0195 山口県宇部市あすとぴあ四丁目1番1号
電話：0836-53-5052
FAX：0836-53-5071
E-mail：sangaku@iti-yamaguchi.or.jp